

# インフルエンザによる出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

インフルエンザの出席停止期間は…

**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**

上記の通り、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。すぐに熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。また、熱が下がった日によって、出席停止期間も変わっていきます（下表参照）。

発症日は、受診をした日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱など）が始まった日です。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、**必ず、出席停止期間は守っていただき、医師の判断、指示に従ってください。**

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症当日に すぐ熱が下 がった場合	発熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後1日目 に熱が下がり た場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後2日目 に熱が下がり た場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後3日目 に熱が下がり た場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後4日目 に熱が下がり た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例6	発症後5日目 に熱が下がり た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されます。